

社会福祉法人 神戸福社会 定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人 神戸福社会 (以下「本法人」という。) 定款第40条の規定により、本法人の運営管理及び業務の細則について必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務の専決

(事務の専決)

第2条 定款第24条の規定に基づき、理事長が専決することのできる本法人の業務については、次に掲げるものとする。ただし、業務の範囲は別表に掲げるとおりとする。

- (1) 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの
その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
 - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関すること

(11) 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- 2 前項に規定する業務の範囲には、本法人諸規定において定める契約担当者に委任されるものを含むものとする。

(専決の報告)

第3条 理事長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

附則

- 1 この細則は、平成17年 7月21日から施行する。
- 2 この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。